

## 国土利用計画法の届出に係る省令改正の内容(法人の代表者等の国籍の追加)

## 国土利用計画法の土地取引規制(事後届出制度)の概要

- 国土利用計画法に基づき、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、全国にわたり一定面積以上の土地取引を届出の対象とし、必要に応じて利用目的の変更を勧告

規制手段	時期	対象取引面積	勧告内容	権限主体
事後届出	契約締結後 2週間以内	市街化区域：2,000m <sup>2</sup> 以上 その他の都市計画区域：5,000m <sup>2</sup> 以上 都市計画区域外：1ha以上	・利用目的の変更 →従わないときは公表可	都道府県 政令市

※ 令和6年 事後届出件数18,708件 (全国の総取引件数約157万件の1.2%、面積ベースでは30.8%)

※ 届出事項：氏名・住所、土地の所在・面積、権利の種別・内容、対価の額、土地利用目的 等

## 省令改正の概要

現行

- 令和7年7月の省令改正により、
- 個人については、国籍を把握
  - 法人については、設立準拠法 (設立に当たって準拠した法令を制定した国) を把握

改正後

役員 ①法人の代表者の氏名・国籍

②法人において同一国籍の者が役員の過半数を占める場合、その国籍

株主 ③法人において同一国籍の者が議決権の過半数を占める場合、その国籍

## 日程

令和8年2月2日公布、4月1日施行